

社会福祉法人 輝 ふじのこ保育園・りすのこ園・くるみ園

延長保育実施規則

【趣旨】

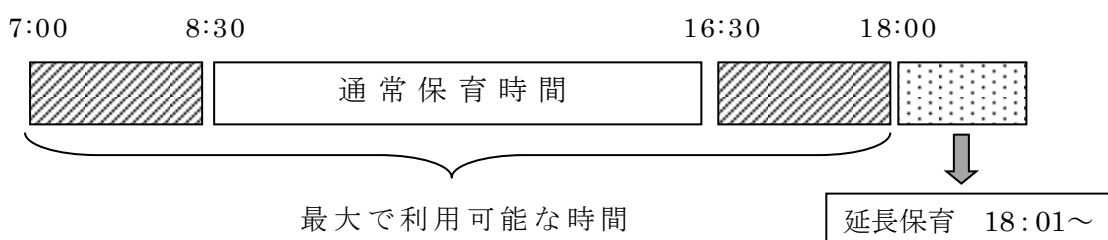
この規則は、鎌ヶ谷市立保育園延長保育実施規則に基づき、社会福祉法人 輝 ふじのこ保育園・りすのこ園・くるみ園における延長保育の実施に関し、必要な事を定めます。

【延長保育の区分及び実施時間】

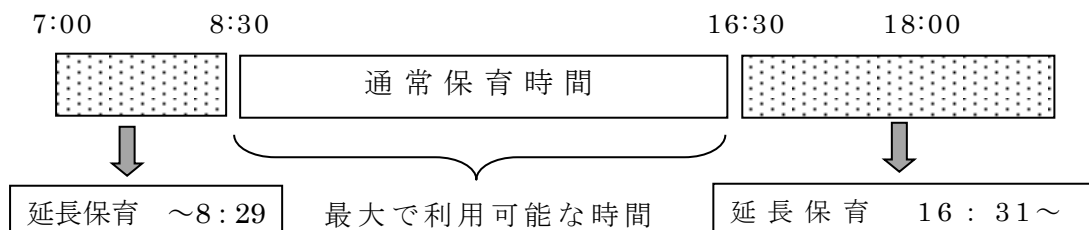
区分			延長保育料(児童1人 当たり1回につき)	
保育標準時間	月曜日から	18:01 ~ 18:30	50円	
	土曜日まで	18:01 ~ 19:00	100円	
保育短時間	月曜日から	7:00 ~ 8:30	150円	
		土曜日まで	7:30 ~ 8:30	100円
			8:00 ~ 8:30	50円
	土曜日まで	16:31 ~ 17:00	50円	
		16:31 ~ 17:30	100円	
		16:31 ~ 18:00	150円	
		16:31 ~ 18:30	200円	
		16:31 ~ 19:00	250円	

※ 利用するにあたっては、別に申請が必要となります。

【保育標準時間】



【保育短時間】



【延長保育料の徴収】

1. 標準保育・短時間保育の延長開始を1分でも過ぎた場合は延長保育料を頂きます。

(玄関に設置した登降園 I C カード機にカードをかざした時刻が上記の延長保育時間になる場合は、延長保育となります。)

* 生活保護世帯は全額免除、市民税非課税世帯は半額免除します。

2. 各個人の徴収袋を作成し、前月分の延長保育料請求書と徴収袋を翌月初めに渡します。徴収袋が領収証となります。

交通機関の遅れによりやむを得ず認定された保育時間を過ぎてしまった場合は、交通機関の証明(遅延証明書)がある場合のみ延長保育料を免除します。

【再延長】

- 1 9時以降の延長保育は原則ありません。

万が一 1 9時を1分でも過ぎてお迎えの場合は、再延長料として30分単位で500円ずつ徴収します。

【申請及び許可】

延長保育を申請しようとする保護者は、ふじのこ保育園・りすのこ園・くるみ園の定める申請書を事前に提出するものとします。申請内容が適切な場合は、申請者に時間外・延長保育決定通知書でお知らせします。

【許可の取消】

申請時間を守らない、納入をしない等延長保育の内容に違反した時は、許可の取消をすることがあります。

【実施時期】

平成29年4月利用分から実施。